

小田原市監査委員公表第2号

平成31年 3月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 神永四郎

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成30年7月9日付け監査第15号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	<p>車券発売金の納入事務処理の遅延をこれまで指摘してきたが、依然として納入が遅延していた。一方で、入場料についても納入が遅延していたので、これらについて早急に対処されたい。(事業課)</p>	<p>財務規則の規定どおり、収納金を収納した日から5日以内に払い込むことは、電話投票・場外発売等の関係から実務的に不可能であることから、財務規則を改正し、1月11日に「小田原市財務規則の一部を改正する規則」として公布した。これにより、「当該期間内に払い込みができない特別の事情があると会計管理者が認める場合にあっては、会計管理者が指定する期日まで」に指定金融機関等に払い込むこととなったため、会計管理者が指定する期日(概ね開催最終日の1か月後)までに払い込むこととした。入場料についても、同様の措置をとった。</p>

No.	指摘等の内容	措置状況
2	<p>契約保証金の取り扱いに係る記載がないなど、契約書の不備が見受けられた。</p> <p>(事業課)</p>	<p>契約締結前に契約保証金の取扱いを含め契約書の記載内容を精査し、契約書の様式に記載漏れのないよう徹底した。</p> <p>条項形式の契約書については、契約の相手方との協議により平成31年度当初契約分から契約保証金の取扱いについての条文を明記することとする。</p>